

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月13日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）
【会社名】	サイバーステップ株式会社
【英訳名】	CyberStep, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 類
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区笹塚一丁目48番3号
【電話番号】	03-5465-1500（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理室長 今坂 るみ
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区笹塚一丁目48番3号
【電話番号】	03-5465-1500（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理室長 今坂 るみ
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期 累計(会計)期間	第10期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自平成20年 6月1日 至平成20年 8月31日	自平成21年 6月1日 至平成21年 8月31日	自平成20年 6月1日 至平成21年 5月31日
売上高 (千円)	198,543	292,155	1,155,973
経常損失(△) (千円)	△175,420	△37,587	△288,872
四半期(当期)純損失(△) (千円)	△210,559	△53,373	△392,009
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	334,895	—	—
発行済株式総数 (株)	21,755	—	—
純資産額 (千円)	599,629	371,729	419,777
総資産額 (千円)	1,026,552	822,197	875,030
1株当たり純資産額 (円)	29,670.34	16,975.12	19,723.77
1株当たり四半期(当期)純損失金額(△) (円)	△10,467.28	△2,706.02	△19,753.57
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	57.5	40.8	44.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△46,606	6,405	△278,747
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△36,684	△43,991	△16,628
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△24,236	△1,868	101,578
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	525,837	409,096	450,512
従業員数 (人)	107	132	132

- (注) 1. 当社グループは前第1四半期会計期間は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、前第1四半期連結累計(会計)期間に代えて、前第1四半期累計(会計)期間の四半期財務諸表に基づき記載しております。
2. 売上高には消費税等を含めておりません。
3. 第9期第1四半期累計(会計)期間、第9期及び第10期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
4. 第9期第1四半期累計(会計)期間については、当社は関連会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年8月31日現在

従業員数（人）	132
---------	-----

（注）1．従業員数は就業人員であります。

2．連結子会社は提出会社の代表取締役社長が兼任しているのみであり、従業員はおりません。

(2) 提出会社の状況

平成21年8月31日現在

従業員数（人）	132
---------	-----

（注）従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績は、次のとおりであります。

なお、前連結会計年度の第2四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりますので、それ以前については記載しておりません。

また、前第1四半期会計期間においては販売実績を売上形態別（ロイヤリティー等収入、自社運営収入）に分類しておりましたが、前第2四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成し、販売実績は事業の種類別セグメントで分類しております。

但し、当社及び連結子会社はオンラインゲームを営んでおり、同一セグメントに属するゲームの開発、運営を行っているため、全社共通として記載しております。

事業の種類	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)	前年同四半期比 (%)
	販売高(千円)	
全社共通	292,155	—
合計	292,155	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当第1四半期連結会計期間における主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)	
	販売高(千円)	割合 (%)
WindySoft Co.,Ltd.	60,329	20.7
Gamania Digital Entertainment Co.,Ltd.	34,960	12.0

2【事業等のリスク】

(1) 第1四半期連結会計期間において、下記「(2)継続企業の前提に関する重要事象等について」の他に新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

(2) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、当期純損失、重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことによって、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象（以下「重要事象等」という。）が発生いたしました。当第1四半期連結会計期間においても、重要な営業損失、経常損失、四半期純損失を計上し、かつ、継続的な営業損失を計上し、重要事象等が存在しております。

当該状況を解消すべく、前連結会計年度より実施している新規採用の抑制、販売促進費の適正化、その他の費用の統制などの諸施策への取り組みを引続き実施しつつ、効率的な事業活動を行い、かつ、当社グループ開発の新規オンラインゲームの各国・地域での立ち上げを着実にを行いロイヤリティー等の収入を確保することにより、損益及び資金の状況は改善する見込となっております。

また、取引金融機関と良好な取引関係を継続し、前連結会計年度から引続き財務基盤の安定を図ってまいります。

このように、当第1四半期連結会計期間においては継続企業の前提に関する重要事象等は存在しているものの、上記の既に実施している施策を含む効果的かつ実行可能な対応を行うことにより、継続企業の前提に関して重要な不確実性は認められないものと判断いたしております。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

3【経営上の重要な契約等】

(1) オンラインゲームのライセンス契約

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

CyberStep Communications, Inc. (連結子会社)

相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
NHN USA Inc.	米国	『HolyBeast』におけるチャネリング契約	平成21年8月1日から 平成23年7月31日まで 以後1年ごとの自動更新

(2) 当社グループがライセンスを受けている契約

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、前連結会計年度の第2四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりますので、前年同四半期との比較分析は行っておりません。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、世界的な景気後退の影響等により、企業収益や雇用情勢の悪化傾向が続いており、景気は全般的に厳しい状況で推移いたしました。また、雇用環境・所得環境の悪化を背景とした将来に対する不透明感から、消費者の生活防衛意識は高く、個人消費も厳しい景況感が続いております。

わが国のゲーム業界においては、オンラインゲームユーザーは伸びており市場の発展も見込めるものの、今後事業再編の動きが活発化し、国内外のゲームメーカー、あるいは異業種との統合や提携などのさまざまな動きが出てくる可能性も否めません。

このような経済状況のもとで当社グループは、創業時から一貫して単独で国際競争力のあるオンラインゲームの開発を続け、海外各国の運営会社との協力関係を深めながら、日本を含め広く13カ国地域のユーザーの皆様へ魅力あるゲームを楽しんでいただいております。

当第1四半期連結会計期間には、前連結会計年度において国内先行でサービス開始された新規タイトル『ゲットアンプド2』、『コズミックブレイク』の、海外展開に向けた第一歩として、台湾のGamania Digital Entertainment Co., Ltd.社と台湾における『ゲットアンプド2』の正式サービスを開始しました。さらに連結子会社CyberStep Communications, Inc.は『ホーリービースト オンライン』のサービスを開始しました。

また、既存ゲームタイトルは主にアジア市場において売上が通減傾向が続いているものの、日本において自社運営しております既存タイトル、新規タイトルはともにユーザーの皆様から高い評価を得ております。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間における売上高は、ライセンス料売上12百万円、ロイヤリティ売上118百万円、自社運営売上は161百万円、売上高合計で292百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各国での新規タイトルの円滑なサービス開始に向けた人的物的投資を、コスト統制を強化しつつ積極的に行い、営業損失△34百万円、経常損失△37百万円、税金等調整前四半期純損失△36百万円となりました。

海外からのロイヤリティ収入及び入金ライセンス料にかかる外国税額について控除しきれない金額が発生したため、法人税等を16百万円計上し、最終的に四半期純損失は△53百万円となりました。

なお、当社グループは、重要な営業損失、経常損失、四半期純損失を計上し、かつ、継続的な営業損失を計上し、当第1四半期連結会計期間において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象が存在しております。内容については、「2 事業等のリスク(2)継続企業の前提に関する重要事象等について」をご参照ください。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は822百万円であり、前連結会計年度末に比べて52百万円減少しております。主な要因は、売掛金の減少（34百万円）、未収消費税等の減少（11百万円）、有形固定資産の減少（8百万円）であります。

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は450百万円であり、前連結会計年度末に比べ4百万円減少しております。主な要因は、未払金の増加（2百万円）、預り金の減少（4百万円）、長期借入金の減少（2百万円）であります。

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は371百万円であり、前連結会計年度末に比べ48百万円減少しております。主な要因は、新株予約権の増加（5百万円）、利益剰余金の減少（56百万円）であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、409百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

a. 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間の営業活動におけるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失36百万円に対し

主として減価償却費の計上7百万円、株式報酬費用の計上7百万円、売上債権の減少34百万円、未払金の増加2百万円、未収消費税等の減少11百万円、法人税等の支払額19百万円となりました。

これらの結果、営業活動によるキャッシュ・フローは、6百万円の収入となりました。

b.投資活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間の投資活動におけるキャッシュ・フローは、主として定期預金の預入による支出40百万円であり、この結果、投資活動によるキャッシュ・フローは43百万円の支出となりました。

c.財務活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間の財務活動におけるキャッシュ・フローは、主として長期借入金の返済による支出2百万円であり、この結果、財務活動によるキャッシュ・フローは1百万円の支出となりました。

(4) 対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

A. 基本方針の内容

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらすために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

B. 当該株式会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の株主の皆様が長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の取組みを実施しております。

これらの取組みは、今般決定しました上記Aの会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

①企業価値向上への取組み

当社は、Network, Entertainment, Communicationを融合した新しい娯楽を創造することを目指しております。

ライセンス供与先である世界各国の運営会社と綿密な連携をとりながら、各国の状況に応じたローカライズを行い、各国のユーザーにより楽しんでいただけるオンラインゲームを提供していくことが重要であると考えております。

当社の強みであるネットワーク技術を活かしたオンラインゲーム開発力をより高めながら、自社運営サービスの提供を通じたユーザーに楽しんでいただくための創意工夫等を日々の業務の中で積み上げていくことでユーザーの支持を獲得し、業績を向上させ、企業価値を高めていくことが株主様をはじめとしたステークホルダーへの義務であると考えております。

企業が持続的に成長し、企業価値を高めていくためには、「収益性」「成長性」「安定性」の3つの要素をバランスよく追求することが大切ですが、当社は未だ小規模のベンチャー企業でありますので、当面は経営の安定性を確保しながらも企業規模を拡大成長させていくことが重要であると考えております。

そのための方策として、自社開発のゲームタイトルのライセンス供与をすでに進出済みの各国に加え、他の国や地域へ進めること、新しいゲームタイトルの開発を進めること、自社運営サービスの規模拡大を推進しております。

②コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性を向上させ、企業価値を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。また、株主を含めた全てのステークホルダーからの信頼に応えられる企業であるために、適切な情報開示を行うなどの施策を講じ、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを経営課題として位置づけております。

当社の企業価値の継続的増大を目的に、コーポレート・ガバナンスを強化し、経営の健全性の向上に努めてまいります。

i) 取締役及び使用人は会社が社会の一員であることを自覚し、社会からの信頼を維持しさらに高めていくため、

法令はもとより、人権を尊重し、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に貢献するためにサイバーステップ憲章を制定しております。この憲章を実効ならしめるため、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努めるものとしております。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行うものとしております。

ii) 当社は資本金5億円未満ですが、監査役会設置会社であります。取締役会は原則として1ヶ月に1回開催（監査役も毎回出席）し、取締役会規程に定められた付議事項について積極的な議論を行っております。また、監査役は、3名を社外監査役とし、監査の透明性、公平性を確保しております。

C. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、大規模買付行為に関する情報が提供された後、大規模買付行為に対する取締役会としての意見を独立した外部専門家（公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら慎重に検討し、たうてで開示いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。

以上のことから、当社取締役会は大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の向上または確保に合致すると考え、以下の内容の大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、前述Aの基本方針の内容に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

D. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を目的とするものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

①当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、上記Cに記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

②当該取組みが当該株式会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと

本プランにつきましては、平成19年7月27日開催の取締役会においてその導入を決議し、平成19年8月24日開催の当社定時株主総会において株主の皆様からご賛同をいただきました。

本プランの有効期間は、平成22年8月開催予定の当社定時株主総会の終結時までであり、また、その有効期間の満了前であっても、i) 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、またはii) 当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。したがって、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

③当該取組みが当該株式会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じて独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないとしております。

(6) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における研究開発活動の金額は28百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(7) 目標とする経営指標

当社グループでは、収益力を計る指標として売上高経常利益率を重視すると共に、株主価値向上のために1株当たり当期純利益（EPS）を重要な経営指標として位置づけております。

当第1四半期連結会計期間の売上高経常利益率は△12.9%、売上高は292百万円であります。

オンラインゲーム業界の競争に勝ち抜く為には、同業他社に負けない程度の規模まで早期に拡大し、加えて安定した経常利益率を確保する必要があると考えております。当面は売上高の拡大を優先し、経常利益率は30%、EPSは10,000円を下回らないことを目標に従業員数を含めた規模の拡大に努めたいと考えております。

(8) 中長期的な会社の経営戦略

企業が持続的に成長し、その企業価値を高めていく為には、「収益性」「成長性」「安定性」の3つの要素をバランスよく追求することが大切であります。当社グループは未だ小規模のベンチャー企業でありますので、当面は経営の安定性を確保しながら企業規模を拡大させていくことが重要であると考えております。

そのための方策として、すでに進出済みの韓国、中国、台湾、タイ、インドネシア、シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブラジル、オランダ等以外の国々へ、当社グループ及び当社グループオンラインゲームの認知度を高めるべくライセンス供与を進めること、各国の運営会社との連携を緊密にしながら新規ゲームタイトル『ゲットアンプド2』『コズミックブレイク』がヒットするよう努めること、当社グループの強みである開発力を生かしオンラインゲーム及び関連製品の開発を今後も継続して続けることを、着実に実行してまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

①重要な設備計画の変更

該当事項はありません。

②重要な設備の新設等

当第1四半期連結会計期間において、新たに計画いたしました重要な設備の新設等はありません。

③重要な設備の除却等

当第1四半期連結会計期間において、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	84,000
計	84,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） （平成21年8月31日）	提出日現在発行数（株） （平成21年10月13日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,755	21,755	東京証券取引所 （マザーズ）	（注）1、2
計	21,755	21,755	—	—

（注）1．完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2．当社は単元株制度は採用しておりません。

3．「提出日現在発行数」欄には、平成21年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使によ

り発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づき発行した新株引受権（ストック・オプション）に関する事項は、次のとおりであります。

① 平成13年11月26日開催の臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数（個）	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	60
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000
新株予約権の行使期間	平成15年11月27日から 平成23年11月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の取締役、または使用人たる地位にあること。 権利者が行使期間到来後に死亡した場合は、相続人が新株引受権を相続する。 その他の条件は、本総会および新株引受権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 新株引受権付与後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

行使価格調整式に使用する調整前行使価格を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、株式分割により普通株式を発行する場合、行使価格調整式に使用する調整前行使価格を下回る価格をもって普通株式に転換できる証券または普通株式の引受権を有する証券を発行する場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

（コンバージョン・プライス方式）

調整後行使価格＝
$$\frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

2. 新株引受権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株引受権の数を減じております。
3. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

- ① 平成15年4月30日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成15年4月30日に発行した
第1回新株予約権（ストック・オプション）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数（個）	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	50
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000
新株予約権の行使期間	平成17年5月1日から 平成22年4月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。

その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 平成15年12月19日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成15年12月19日に発行した
第5回新株予約権

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	16
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成17年12月20日から 平成22年12月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。

その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 平成16年5月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成16年5月26日に発行した
第7回新株予約権

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	375
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成18年5月27日から 平成23年5月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。

その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④ 平成16年5月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成16年5月26日に発行した
第8回新株予約権

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成17年5月27日から 平成22年5月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権
割当契約書」で定めるところによる。

2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次
に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等
の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行って
おります。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株
予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑤ 平成16年12月21日開催の臨時株主総会決議及び平成16年12月 1 日開催の取締役会決議に基づき平成16年12月21日に発行した第9回新株予約権

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	93
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	465
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成18年12月22日から 平成23年12月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。

その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑥ 平成17年11月15日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月15日に発行した
第14回新株予約権

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,000
新株予約権の行使期間	平成19年11月16日から 平成24年11月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 40,000 資本組入額 20,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。

その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

- ① 平成19年8月24日開催の定時株主総会決議及び平成19年9月19日開催の取締役会決議に基づき平成19年9月19日に発行した第15回新株予約権

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	134
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	134
新株予約権の行使時の払込金額(円)	118,609
新株予約権の行使期間	平成21年9月20日から 平成29年8月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 118,609 資本組入額 59,305
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 権利行使時において当社の取締役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結していること。

その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)および商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行株式数}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

② 平成19年8月24日開催の定時株主総会決議及び平成19年9月19日開催の取締役会決議に基づき平成19年9月19日に発行した第16回新株予約権

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	118,609
新株予約権の行使期間	平成21年8月25日から 平成25年8月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 118,609 資本組入額 59,305
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 権利行使時において当社の取締役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結していること。

その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)および商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

③ 平成20年8月22日開催の定時株主総会決議及び平成20年9月17日開催の取締役会決議に基づき平成20年10月3日に発行した第17回新株予約権

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	72,965
新株予約権の行使期間	平成22年10月4日から 平成26年10月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 72,965 資本組入額 36,483
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役または従業員の地位にあること、または、当社と顧問契約を締結していること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。
調整後株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率
なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）および商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成21年6月1日～ 平成21年8月31日	—	21,755	—	334,895	—	324,895

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期連結会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,993	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 19,762	19,762	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	21,755	—	—
総株主の議決権	—	19,762	—

② 【自己株式等】

平成21年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
サイバーステップ株式会社	東京都渋谷区笹塚一丁目 48番3号	1,993	—	1,993	9.16
計	—	1,993	—	1,993	9.16

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 6月	7月	8月
最高（円）	56,200	58,500	49,950
最低（円）	33,200	37,400	44,100

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 前第1四半期累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）は四半期連結財務諸表を作成していないため、前第1四半期連結累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に代えて、前第1四半期累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）に係る四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）にかかる四半期財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※3 509,679	※3 511,119
売掛金	102,833	136,947
原材料及び貯蔵品	369	548
その他	24,177	30,327
流動資産合計	637,060	678,943
固定資産		
有形固定資産	※1 67,846	※1 76,126
無形固定資産		
その他	9,968	10,799
無形固定資産合計	9,968	10,799
投資その他の資産		
保証金	96,891	※3 97,311
その他	10,430	11,850
投資その他の資産合計	107,322	109,161
固定資産合計	185,137	196,086
資産合計	822,197	875,030
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,343	2,779
短期借入金	※2 60,000	※2 60,000
1年内返済予定の長期借入金	8,004	8,004
未払法人税等	6,429	9,136
前受金	254,730	254,371
その他	50,966	50,298
流動負債合計	382,473	384,590
固定負債		
長期借入金	67,994	70,662
固定負債合計	67,994	70,662
負債合計	450,467	455,252

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	334,895	334,895
資本剰余金	324,895	324,895
利益剰余金	△106,264	△49,364
自己株式	△215,579	△219,906
株主資本合計	337,945	390,519
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	△2,483	△1,527
評価・換算差額等合計	△2,483	△1,527
新株予約権	36,267	30,785
純資産合計	371,729	419,777
負債純資産合計	822,197	875,030

(2) 【四半期連結損益計算書】
【前第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成20年8月31日)
売上高	198,543
売上原価	39,147
売上総利益	159,395
販売費及び一般管理費	※1 337,945
営業損失(△)	△178,549
営業外収益	
受取利息	564
為替差益	2,726
その他	136
営業外収益合計	3,427
営業外費用	
その他	298
営業外費用合計	298
経常損失(△)	△175,420
特別損失	
固定資産除却損	※2 102
特別損失合計	102
税引前四半期純損失(△)	△175,522
法人税、住民税及び事業税	35,037
法人税等合計	35,037
四半期純損失(△)	△210,559

【当第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
売上高	292,155
売上原価	101,499
売上総利益	190,656
販売費及び一般管理費	※1 225,078
営業損失（△）	△34,422
営業外収益	
受取利息	125
還付加算金	33
営業外収益合計	159
営業外費用	
支払利息	762
為替差損	2,353
その他	208
営業外費用合計	3,324
経常損失（△）	△37,587
特別利益	
新株予約権戻入益	2,280
特別利益合計	2,280
特別損失	
固定資産売却損	※2 1,539
固定資産除却損	※3 87
特別損失合計	1,627
税金等調整前四半期純損失（△）	△36,933
法人税、住民税及び事業税	16,439
法人税等合計	16,439
四半期純損失（△）	△53,373

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】
【前第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成20年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失 (△)	△175,522
減価償却費	8,481
長期前払費用償却額	1,269
株式報酬費用	2,327
受取利息	△564
為替差損益 (△は益)	△3,101
固定資産除却損	102
売上債権の増減額 (△は増加)	387
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△622
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,924
前受金の増減額 (△は減少)	163,895
未払費用の増減額 (△は減少)	20,688
その他の資産の増減額 (△は増加)	△12,092
その他の負債の増減額 (△は減少)	△15,315
小計	△11,990
利息及び配当金の受取額	553
法人税等の支払額	△35,169
営業活動によるキャッシュ・フロー	△46,606
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△35,147
無形固定資産の取得による支出	△1,536
投資活動によるキャッシュ・フロー	△36,684
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の取得による支出	△24,236
財務活動によるキャッシュ・フロー	△24,236
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,100
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△104,427
現金及び現金同等物の期首残高	630,265
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 525,837

【当第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失（△）	△36,933
減価償却費	7,757
長期前払費用償却額	1,269
株式報酬費用	7,762
新株予約権戻入益	△2,280
受取利息	△125
支払利息	762
為替差損益（△は益）	1,161
固定資産売却損益（△は益）	1,539
固定資産除却損	87
売上債権の増減額（△は増加）	34,098
たな卸資産の増減額（△は増加）	178
仕入債務の増減額（△は減少）	△410
前受金の増減額（△は減少）	359
未払費用の増減額（△は減少）	584
その他の資産の増減額（△は増加）	6,790
その他の負債の増減額（△は減少）	3,750
小計	26,351
利息及び配当金の受取額	125
利息の支払額	△999
法人税等の支払額	△19,072
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,405
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△40,000
有形固定資産の取得による支出	△1,113
有形固定資産の売却による収入	739
その他	△3,618
投資活動によるキャッシュ・フロー	△43,991
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△2,668
ストックオプションの行使による収入	800
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,868
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,961
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△41,416
現金及び現金同等物の期首残高	450,512
現金及び現金同等物の四半期末残高	409,096

※1

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）において該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
1. 固定資産の減価償却費の 算定方法	有形固定資産の償却方法として定率法を採用しているため、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）において該当事項はありません。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年8月31日)	前連結会計年度末 (平成21年5月31日)																				
※1 有形固定資産の減価償却累計額 68,949千円 ※2 当座借越 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座借越契約を締結しております。この契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>当座借越極度枠</td><td>100,000千円</td></tr> <tr> <td>借入実行残高</td><td>60,000千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>40,000千円</td></tr> </table> ※3 担保資産 担保に供している資産で、かつ、企業集団の事業の運営において重要なものについて、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動があります。 当第1四半期連結会計期間末における担保資産は下記のとおりであります。 <table> <tr> <td>定期預金</td><td>100,000千円</td></tr> </table>	当座借越極度枠	100,000千円	借入実行残高	60,000千円	差引額	40,000千円	定期預金	100,000千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 63,259千円 ※2 当座借越 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座借越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>当座借越極度枠</td><td>140,000千円</td></tr> <tr> <td>借入実行残高</td><td>60,000千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>80,000千円</td></tr> </table> ※3 担保資産 <table> <tr> <td>定期預金</td><td>60,000千円</td></tr> <tr> <td>保証金</td><td>96,303千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>156,303千円</td></tr> </table>	当座借越極度枠	140,000千円	借入実行残高	60,000千円	差引額	80,000千円	定期預金	60,000千円	保証金	96,303千円	計	156,303千円
当座借越極度枠	100,000千円																				
借入実行残高	60,000千円																				
差引額	40,000千円																				
定期預金	100,000千円																				
当座借越極度枠	140,000千円																				
借入実行残高	60,000千円																				
差引額	80,000千円																				
定期預金	60,000千円																				
保証金	96,303千円																				
計	156,303千円																				

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成20年8月31日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
研究開発費	104,607千円
※2 固定資産除却損は、工具、器具及び備品102千円であります。	

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	50,939千円
※2 固定資産売却損	
建物	1,159千円
工具、器具及び備品	65千円
車両運搬具	313千円
合計	1,539千円
※3 固定資産除却損は、工具、器具及び備品87千円であります。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成20年8月31日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年8月31日現在)	
	(千円)
現金及び預金勘定	617,786
預け入れ期間が3ヶ月を超える定期預金	△110,000
預け金勘定	18,051
現金及び現金同等物	525,837

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年8月31日現在)	
	(千円)
現金及び預金勘定	509,679
預け入れ期間が3ヶ月を超える定期預金	△60,583
預け入れ期間が3ヶ月を超えない定期預金(担保資産)	△40,000
現金及び現金同等物	409,096

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年8月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 21,755株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,993株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社 36,267千円

(注) 当第1四半期連結会計期間末において権利行使期間の初日が到来していないものは24,561千円です。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)

当社グループはオンラインゲーム事業を営んでおり、同一セグメントに属するゲームの開発、運営を行っております。当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(千円)	129,776	3,344	133,121
II 連結売上高(千円)	—	—	292,155

	アジア	その他の地域	計
Ⅲ 連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	44.4	1.1	45.6

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。
- (1) アジア…韓国、中国、台湾、タイ
- (2) その他の地域…南米、北米、欧州
3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成21年8月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成21年8月31日）

デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年6月1日至平成21年8月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年6月1日至平成21年8月31日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価	613千円
販売費及び一般管理費	7,149千円
計	7,762千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益(特別利益) 2,280千円

3. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年6月1日至平成21年8月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年8月31日)	前連結会計年度末 (平成21年5月31日)
1株当たり純資産額 16,975.12円	1株当たり純資産額 19,723.77円

2. 1株当たり四半期損失金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)
1株当たり四半期純損失金額 △2,706.02円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —

(注) 1. 前連結会計年度の第2四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりますので、それ以前については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当第1四半期連結累計期間において新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期純損失金額が計上されているため記載しておりません。

1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)
1株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失(△)(千円)	△53,373
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△53,373
期中平均株式数(株)	19,724

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年6月1日至平成21年8月31日)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年10月9日

サイバーステップ株式会社
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新井 達哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴谷 哲朗

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサイバーステップ株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第9期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、サイバーステップ株式会社の平成20年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は新株予約権を発行することを取締役会において決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月6日

サイバーステップ株式会社
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新井 達哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴谷 哲朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 憲一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサイバーステップ株式会社の平成21年6月1日から平成22年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サイバーステップ株式会社及び連結子会社の平成21年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。